

パウ・マイエットの『農業保険論』
並に『日本農民の疲弊及其救治策』

山 内 豊 二

一、二〇〇〇著作の二つ

明治十年わが國に來朝し、爾來一七ヶ年、わが國農業政策の指導者としてその名を農政史上にとどめた獨逸人パウ・マイエツト (Paul Mayet) 博士の功績を物語るものとして次の二冊の代表的著作がある。

一、Landwirtschaftliche Versicherung in organischer Verbindung mit Sparanstalten, Bodencredit und Schuldensablösung 1888. Kokubunsha, Tokyo

『農業保險論併貯金法、土地抵當貸付法、及負債義務解放策』

(渡邊醇之助・齋藤鐵太郎・花房直三郎共譯)

二、『日本農民の疲弊及其救治策』

(齋藤鐵太郎・曲淵景章・藤井善行・青山大太郎共譯)

註、本書の原典は見る機會を得なかつた。本稿は日本産業資料大系(2)に所載されている邦譯によつた。

『農業保險論』は明治二二年に著作されたのであるが、その自

序の初に、「本書農業保險論及附録ハ日本農民ノ窮況ヲ救済スルノ必要ヲ論ジタル者ニシテ元逋信次官子爵野村精閑下井に内務大臣伯爵山縣有朋閣下ノ命ヲ奉ジ一八八六年ノ初春始メテ之ヲ起草シタル者ナリ、」とある如く、當時の窮迫せる農村の打開策として、マイエットの考究した結論を日本政府に答申したのである。マイエットはこの書において單に農業保險に關する知識を説述しているのではなく、當時のわが國農村社會を洞察し、日本農民の地位改良策 (Vorschläge zur Besserung der Lage des Japanischen Landmanns) として農政の基調を展開したのである。

『日本農民の疲弊及其救治策』は明治一四年有栖川宮、小松宮、伏見宮、北白川宮の各皇族に講述した草稿と、後に草した自序及び緒言を附して著作としたものである。その説べるところは前述の『農業保險論』と大差はないが、ただ後者は講述されたものであるから、論旨は體系的に纏められている觀がある。又『農業保險論』の内容から發展した部分も明白にされている。

この二冊は明治初期の農政に關するすぐれた著作であるが、特に農業保險上有名である。すなわちわが國農業保險史より見れば、パウ・マイエットは農業保險制度の提唱者であり、當時既に現在の農業保險制度の大綱をブリミティブであるが明示している。わが國の農業保險制度はマイエットの提唱以來五二年後の昭和一四年に制定を見、昭和二二年農業災害補償制度として發展したのであつて、マイエットの提唱した農業保險制度と極めて類似

した形態をとつており、マイエットの著作は、かかる意味において農業保険史上忘れることが出来ない。マイエットの構想した農業保険制度案については具體的に説述されていない。そこで筆者はこの二冊の著書より次の點を説述したいと思う。

1、マイエットの農業保険制度提唱は、當時のわが國農政に對する如何なる理解から始まり、またそれが如何なる意義をもち、その制定のためには如何なる農政上の變革をマイエットは要求したか。

2、しからばマイエットの構想していた農業保険制度とは如何なる内容を有していたのであるか。

3、またマイエットの農業保険制度案は如何なる現代的意義をもち、また如何なる形態で實現したか。

なお『農業保險論』は緒言、第一篇保險原論、第二篇救済篇、第三篇本案施行順序からなり、全文八十三條で説述されている。また附録として農業保險論後編、土地抵當銀行説、地租輕減説、日本備荒儲蓄法を含んでおり、本論の不足を補足している。また『日本農民の疲弊及其救済策』は、緒言、第一講日本農民は今日非常の困難を極むる事、第二講困難の原因、第三講損害及農業保險、第四講農業保險の組織、第五講農業及日本農業上並政治上の進歩、第六講農民に對する政府義務、第七講農民の經濟上の地位を改良するに必要な租稅改正、の順序で全文百一章を以て、講述されているが、兩書共に農業保險の樹立を農政の歸結として論じたものである。

二、マイエットのみた日本農政の缺陷と農業保險制度の提唱

明治維新を出發點とするわが國資本主義は「富國強兵」「殖産興業」をスローガンに、資本の原始的蓄積遂行のためにその財源を地租に求めた。すなわち農民の土地所有に對する各種の制限を解除し、農業經營に對する自由性を附與した一連の土地制度の改革の上に地租改正が行われ、その結果當時の國家の經常歲入の大半を地租が占めるようになり、しかも地租の高率なること封建的貢租に類似し、その徵收方法は地價を媒介とした收益課税とし、年の豊凶に關せず金納による定額賦課を全國的統一規模で採用し實施したのであつて、この地租改正を契機にわが國農村が特異なる發展をとげるようになった。マイエットのわが國農政に對する批判はこの地租を中心に展開される。

一八七八年、マイエットは地租輕減説 (Die Ermässigung der Grundsteuer) を發表し、わが國地租の批判を展開した (農業保險論附録Ⅲ)。當時西南戰爭後のインフレーション過程にあり、地租の高率性は米價の騰貴で比較的緩和されていたが、マイエットはインフレーションの收束を見透し、如何に地租が農民經濟に深刻な影響を與えるかを豫見したのである。マイエットの論點は、(一)新地租の高率性、(二)商品經濟の未發達な農村社會に急に實施された地租金納制に集中している。

先づ封建的貢租と比較して新地租の特質を次の如くのべてい

る。

一、税額ヲ輕減シタル事

二、全國ヲ通ジテ税率ヲ畫一ニシタル事

三、小地主ノ負擔ヲ輕クシ大地主ノ負擔ヲ重クシ、以テ双方ノ

負擔額ヲ平等ニ均一ニセシコト

四、米納ヲ廢シテ金納ニ改メタル事

五、毎年不定ノ收穫總高ニ對スル準率稅法ヲ改メ年々異同ナ

キ地價ニ對スル從價稅法ヲ施行セシコト (『農業保險論』九三

頁一地租輕減說第一章)

マイエットは一、二、三、については是認しているが、但し一の税額の輕減は封建的貢租に比して、その絶対額が輕減されたのであるが、尙その高率なことについては厳しく非難している。

四、五、の各特質に對しては次の如く非難している。

「抑モ此改正ヲ以テ政府ハ其經濟上ノ秩序ヲ整理スルノ目的ヲ達シタリト雖ドモ農民ノ負擔ヲ輕減スルノ目的ハ未ダ十分ニ之ヲ達シ得ザルナリ。勿論之ヲ昔日ニ比スレバ其負擔額ヲ減少セサルニ非スト雖モ納稅上ニ付テハ困難ヲ訴フルコト實ニ少ナシトセサルナリ

抑第四ノ改正タルヤ一時ニ多額ノ税金ヲ徵收スルヲ以テ農民ハ勢其收穫穀類ノ多分ヲ一時ニ市場ニ鬻カサルヲ得ス。各所ノ農民皆同時ニ市場ニ賣出スヲ以テ其供給高ハ時ノ需要ヲ超過シ、穀物商ハ忽チ投機ノ購買者ト爲リ袖手シテ其益下落スルヲ待ツモ農民ハ納租期ニ迫ハルルカ故ニ急ニ之ヲ賣ラント欲シ、コレガ爲に米

價忽チ下落シテ賣得金額ハ實ニ僅少ニ過ギザルノ不幸ヲ見ル。是地租金納ノ爲ニ農民ヲシテ一時ニ其收穫物ノ多分ヲ競買セシムルノ致ス所ナリ。」(同一九四頁)

マイエットはこの點について納租期に弾力性をもたせ、農民をして穀物の販賣期の自由選擇の機會を與え、出来るだけ農民の收益の増加を計るような對策を樹立する必要性をのべている。

第五の改正による地租定率について、マイエットの考えは次の如くである。

自然治安の確立していない當時のわが國農業において、反當收穫高は年の豐凶により大なる變動がある。そこで平年收穫高を地價の標準として決定した地租は農民が凶年に會うと收益が減少するので、その納租に困難を來し、農民を困窮に導く原因であることを明白にしている。特に凶年においても經濟圈の擴大は海外市場より穀物の輸入を許し、穀價は封建時代のような變動を見ないから、農民の經濟的窮迫は更に加わるのである。かくてマイエットはプロシヤのライン地方の地租補充資金法 (Grundsteuer-Deckungs-Fonds) に倣い、凶作地帯農民の納租の救済をなすべきことを提唱している。

以上はマイエットが明治政府の強行した素朴な地租金納制に對する最初の批判と對策である。なおマイエットは基本的には地租の高率性を指摘し、「地租ノ高キニ過ルハ日本開明ノ最大ノ障害タリ」(Die zu hohe Grundsteuer ist der erheblichsste Hinderungsgrund für Japans Fortschritt.) (同二一七頁)と

警告を發し、他産業部門にその負擔を平等に分擔せしめ、堅實な國民經濟の發達の必要を述べたのである。

地租輕減説の豫見は明治一四年の紙幣整理を契機にインフレーションの收束と共に顯在化し、農村不況は次第に深刻となつた。

マイエツトは農業恐慌の只中に『農業保險論』を起草し、農政の基調を明白にし、農業保險制度確立の必然性を力説した。『農業保險論』では彼は農民窮迫の現象を既知のこととし、寧ろ保險制度樹立方策の論述を進めているが、『日本農民の疲弊及其救治策』においては地租輕減説にのべた豫見の實證を試み、これが如何なる現象として農村社會にあらわれたかについて論じている。

マイエツトは『日本農民の疲弊及其救治策』の中で農民窮迫の現象として次の四項をあげている。『日本農民の疲弊及其救治策』(第三十六章)

- 一、抵當地ノ抵當流レトナリタルモノハ非常ニ多キ事
- 二、中級土地所有者ノ數著シク減少シタル事
- 三、小農業ハ益々小農業トナリタル事
- 四、小作地ノ著シク増加シタル事

この實證として明治二〇年の小作地面積は一、一七〇、〇八三町歩となり水田總面積二、六一八、三九〇町歩に對し四三・六四%となつてゐる事實を擧げて、小作地の増大を示している。また抵當流れとなつた土地価格は明治一七年より一九年の三カ年間に二億三百三十萬圓であり、右抵當地に對する貸付金額は一億六千五百八十萬圓となつてゐる。なお府縣會議員選舉權、被選舉權を有する

地租納稅者數の分析により次第に中小農の没落を示し、小作農に轉化してゆく過程を示している。(同、第一講)

かくてマイエツトはその原因として、既に地租輕減説で豫見した高率な定額地租と急激な地租金納制への轉化である事實を確認し、農民の没落、高利貸資本、商業資本の跳梁を次の如くのべている。

「地租改正令ノ發布ニヨリテ米納ハ金納ト爲リ、收穫ノ多寡ニ應ジテ増減アリシ納稅額ハ年々一定ノ額ト爲リ、又従前ハ納租ノ際、穀類殊ニ米ノ價格ノ高低ニ由リテ影響ヲ被ルコトナカリシモ今日穀類ノ價格低落スルトキハ農民ハ非常ノ困難ニ陷ラザルベカラザルニ至レリ、細説スレバ納租額ノ年々同一ニシテ且巨大ナルガユヘ、一朝穀類ノ價格地租改正令ニ於テ假定シタル平均額ヨリ下ルトキハ農民ハ忽チ困難ニ陷リ、爲メニ負債ヲ起シテ不足ノ金額ヲ補ハザルヲ得ズ、此負債タル不生産的ノ負債ナリ、非常ニ高利ノ負債ナリ、又一ケ年二ケ年若シハ三ケ年ノ後ニ償還スベキ負債ナリ……多クハ此ノ負債ノタメニ土地ヲ賣却シ又ハ抵當流レト爲シ、其生業ヲ失フルニ終ルヲ常トス」

かくの如く、わが國資本主義の確立が農民の絶對的窮乏化を通じて急速になされつつある事實を日本農政の基本的缺陷とし、マイエツトの農民救済策は、(一)地租の輕減、(二)農村金融並に負債整理機構の確立、(三)農業保險制度の確立、である。すなわち農民の負擔する地租を輕減し、他産業部門に轉化することであり、低金利、長期の土地抵當貸付會社を又は短期金融として貯金預所をつ

くり、農村金融の打開を計り、併せて農民の負債整理のために、プロシヤの土地義務解放例にならない負債整理機關をつくり、高利貸資本より農民を防衛するのであつて、これらの諸方策の樹立の基礎方策として、農民の収益の安定を計るためと、農民の信用力創造のために農業保険制度を樹立することが最も肝要であり、これなくしては前述の諸方策は不可能であるとマイエットは云う。

たしかに當時は自然治安の確立がなされておらず、自然變動は農民の所得の變動を生じ、直ちに負債の原因となつてゐた。そこでマイエットは、まず農業保険制度を樹立することが先行要件であり、その上に前述の諸方策を樹立することが日本農民窮況打開の方途であると確信し、『農業保険論』においても、又『日本農民の疲弊及其救済策』にも、その理論並に方策を論述してゐるのである。

三、マイエットの農業保険案

A 「マイエットの農業災害に對する認識」

マイエットは農業保険論において農作物の作況又は收量を不良に導く條件として次の如く分類してゐる。

- 一、人 爲…………… (農民自ら爲スモノ
(Von dem Menschen) 他ヨリ致サルモノ)
 - 二、天 爲…………… (慢性的天災 (lange dauernde
(Von der Natur) 急性的天災 (acute Einwirkung)
chronische Einwirkung)
- そこでマイエットは農民自ら爲スモノは道德的危險として農業

災害を構成する要因とはならないとし、又他ヨリ致サルモノは

「耕作ニ關係アル政府ノ規則其當ヲ得ザルカ如キハ收穫ニ大ニ關係ヲ有スルモノトス。即チ政府適當ノ時ヲ以テ河心ノ游蕩ヲ浚濬シ、又ハ堤防ノ破損ヲ修理セサルカ、若クハ森林ノ保護ヲ怠リテ其濫伐ヲ禁セサルトキハ旱魃、小害交々縻リ農民ヲシテ非常ノ損害ニ罹ラシムルニ至ルヲ免レサルナリ」(『農業保険論』第十七條)の如きものを指すのである。然し乍らこれは結局災害として現象するのであるが、マイエットはこれについてはこれ以上の言及を避けてゐる。さらに自然變動の條件から災害を分類して急性的、慢性的の二分類をしており

(イ) 慢性的天災として

旱魃 (Durre)・雨澤 (Nässe)・氣候不順 (Unregelmässige Jahreszeiten)・寒冷 (Kalte Jahre)・連陰 (Zuandauernde Bewölkung des Himmels)

(ロ) 急性的天災として

海嘯 (Meeresfluten)・洪水 (Flussüberschwemmung)・暴風雨 (Taifune)・降雹 (Hagel)・暴寒 (Fröste)・地震 (Erdbeben)・火災噴裂 (Vulkanausbrüche)・山崩 (Bergsturz)・虫害 (Insectschaden)

を擧げてゐる。『農業保険論』第二項農民の救護及其の危害)マイエットは慢性的天災は人力によつて相當防除可能なことをのべて、この部分を除外したものを天災とする。なお植物病害は防除可能なことを理由に、第三の災害(Eine Dritte)と呼んでゐる。

マイエットは勿論農業災害には收穫物の場合の外、農民の土地、建物、家畜、貯藏したる收穫物及び種子、農具等、農民の資産の不可抗損失を包含しているが、これらの災害については具體的には述べていない。ただ偶然性、不可抗性を條件としていることがわかる。又災害の種類一切を包含する必要性については日本備荒儲蓄法で論じており、わが國の風土の特性を彼は充分認識していた。

なおマイエットは農業保險成立の可能性を實證的に論證せんとして、計數的に農業災害を把握した。すなわち明治一三年より一一年まで（但し明治一八年を除く）の八ヶ年の農業災害見積高を次の如く把握している。（『日本農民の疲弊及其救済策』第三講）

1、水田における災害

米	一二、九七一、四八九石	七六、四一五、六二一圓
内譯	暴風及大雨、洪水、蟲害及植物病、降雹及近寒	
裏作麥	一、三四五、五二〇石	五、三八二、〇八〇圓
慢性的災害		

米	一二、七五八、四二四石	七三、〇六四、六五二圓
内譯	氣候不順旱魃	
裏作麥	一、九三九、一一四石	七、七五六、四五六圓
天災のため荒地となつた田地		

總計

四四、六三一町三	二〇、七五三、五五五圓
	一八三、三七二、三六四圓

一ヶ年平均
二、烟における災害
二二、九二一、五四五圓

（マイエットは田地の地價總額に對する畑地の地價總額の比率を算出し、これを前述の田地の災害見積額に乘じたものを畑における災害とした）

八ヶ年の總災害額
四〇、一五八、五四八圓
一ヶ年平均
五、〇一九、八一九圓

3、家屋損害高
一ヶ年平均
一、一二四、〇〇〇圓
但し家屋一棟につき二〇圓として計算したもの

4、家畜損害高
一ヶ年平均
一、二八七、〇〇〇圓
但し牡牛一頭につき四〇圓、牝牛一頭につき二〇圓、馬一頭につき一〇圓として計算したもの

以上、田地における損害高、畑地における損害高、家畜損害高、家屋損害高の各一ヶ年平均高を合計すると次の如くなる。

三〇、四〇〇、〇〇〇圓

マイエットはそこで、これを當時の農民の負擔する税額三千五百七十萬圓と比較して、「税金ハ一般ノ農民之ヲ負擔スルヲ以テ、其負擔ヤ輕ク、損害ハ一方ニ於テ數百萬ノ農民全ク之ヲ免レ、一方ニ於テ數十萬ノ農民獨リ負擔スルヲ以テ其負擔實ニ重シ。此數十萬ノ農民ハ爲ニ非常ノ困難ニ陥リ一割五分、二割若シクハ其以上ニ上ル高利ノ負債ヲ起シ、其内、數萬人ハ終ニ破産流亡スルニ至ルハ固ヨリ異ムニ足ラサルナリ。……此困難此革命ノ原因タル可燃物ヲ排除スルノ方法ハ農業保險法ヲ實行スルノ一アルノミ。

分擔ハ輕シ、何人モ其重キニ苦シムコトナントハ。」(同、第五十八章)とのべ、農業災害の危険分散の必要性を強調すると共に、地租軽減により容易に達成しうる事をのべている。『日本農民疲弊及救済策』第七講

B [農業保險の種類と組織]

マイエットは農業保險を次の三種類に分類している。

- 一、家屋保險 (Gebäude Versicherung)
- 二、家畜保險 (Viehversicherung)
- 三、收穫保險 (Ernte Versicherung)

- 1、急性的天災保險 (Ernte versicherung gegen acute Gefahren)

- 2、慢性的天災保險 (Ernte versicherung gegen chronische Gefahren)

この慢性的天災保險は一名凶荒保險 (Missernte-V.)とも云つてゐる。

いまこれらの各保險の保險目的、保險事故、保險金額、補填額(支拂保險金)についてのべよう。

一、家屋保險

イ、保險目的 農業者の家屋

ロ、保險事故 震災(Erdbeben)、暴風(Taifun)、火災(Brand)、戦亂(Krieg)その他

ハ、保險金額 家屋の評価の百分の百

ニ、補填額 震災——全額保險 (Vollversicherung)

暴風——歩割保險 (Theilersatz)
(減價保險) (Unterversicherung)
火災——暴風の場合以下の減價保險
戦争——道德的危険があるから火災の場合と同一

註 歩割辨償法或いは減價保險は、被保險物の全價格に對して保險をなさずしてその價格の幾分に當るものを以て保險の最高額とし、一定の割合を立てて損害を辨償するもの。〔農業保險論〕第二十九條)

二、家畜保險

イ、保險目的 當分の間牛馬のみ

ロ、保險事故 牛馬の畜疫による死亡

ハ、保險金額 家畜評價額の百分の百

ニ、補填額 二、三の畜疫に在りては全額、爾餘の畜疫は歩割賠償とする。

三、收穫保險

イ、保險目的 マイエットは收穫保險の保險目的として、「現

ニ果穀アル土地并ニ之ニ附屬スル疏水具及除水器具、垣牆及階梯、果樹、葡萄樹等」「田畑、果樹、ブドウ樹等ニ在ル成熟前後ノ諸種ノ果穀及作物并ニ稻塚等ニ在ル穀物及家屋ニ收藏シタル穀類」をあげている。〔農業保險論〕第四九、五〇條) この場合作物は米麥のみならず保險しうる一切の作物を包含している。

ロ、保険金額 土地……地價の百分の百

未收穫の果穀……地價の百分の何程

收穫物……地價の百分の何程

農具……地價の百分の何程

ハ、保險事故と補填額

1 急性的天災保險

(1) 地震、降灰、山崩、暴風、暴雨、降雹、海嘯は不可抗的災害として全額保險

(2) 暴寒の害は步割賠償

(3) 洪水の場合は步割賠償

(4) 蟲害及植物病

避くべからざる慢性的災害の場合 全額保險

防禦しうべきもの 步割賠償

2 慢性的天災に對する凶荒保險

凶荒を區分して大荒、中荒、小荒に區分している。

大荒 (Höchsten Grad) トハ農民の收穫甚タ寡少ニシ

テ翌年ノ種子ハ勿論自用ニ供スルノ食料モ缺乏シ尙ホ且ツ之ヲ購入セサルヲ得サルモノ

中荒 (Mitteler Grad) トハ農民其收穫スル所ヲ以テ

種子、自用及租税ニ充ツルヲ得ルト雖モ其地租、地方税等ヲ支辨スルカ爲ニ出費スベキノ餘分ヲ得サルモノ

小荒 (Niederer Grad) トハ農民其收穫スル所ヲ以テ

種子、自用及租税ニ充ツルヲ得ルト雖モ平年ニ比スレバ收

穫量額ノ寡少ナルモノ

この場合中度、大度の時に凶荒保險を實施しうる基礎があるが、その場合の制限條件として次の條件をあげている。(『農業保險論』第三十六、三十七、三十八、三十九條)

一、凶荒の原因が専ら氣象的原因であること。

二、各農民の收穫皆無か又は非常に寡少で、米は平均收穫高より寡少なること七割、其他の穀類は六割、五割、四割なる時に限り辨償する。

三、損害高の全額に就きて辨償をなさず、損害の幾分を辨償する。

イ、寒冷、連陰、氣候不順は不可抗的災害として全額保險

ロ、雨濕は一部は防除可能であるから步割賠償

ハ、旱魃は一部防除可能であるから步割賠償

註 『農業保險論』第三十一條、第五十條、第五十一條、『日本

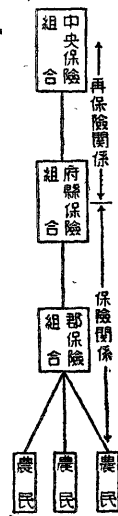
農民疲弊及救治策』第四講第六二、第六三章

C 「農業保險の組織と運営」

マイエットの考えていた農業保險は相互主義を基調とした相互保險である。しかも農業災害の性格上その危険を全國的規模で分散するために全國的組織をもつ保險團體をつくらんとした。(『農

業保險論第二十一條、第二十二條、第二十三條、日本農民疲弊及救治策第六十條、六十一條) すなわち個々の農家は組合員となり郡保險組合に加入する。郡保險組合は數ヶの村落(或は一郡の全村落)の地域からなつてゐる。更に各府縣内の郡組合は各府縣毎

に集り、府縣保險組合をつくる。各府縣保險組合相集りて中央保險組合をもうける。これを圖示すると次の如くである。



次にこれ等の保險關係、再保險關係を見ると、マイエットは詳細にはこの點を明らかにしていないが、その考えているところは農民をして假に損害の五分の一を自己負擔せしめ、従つて五分の四だけが保險により補填される。この場合五分の一だけが保險組合が負擔し、残り五分の三が全國における爾餘の保險組合が負擔するのであつて、云わば中央保險組合は總保險金額の五分の三を再保險することになつてゐる。この場合、郡保險組合と府縣保險組合との關係については何等のべていない。マイエットとしては府縣單位に一定の保險責任をもたせ、中央團體に再保險責任をもたせようと思つたのである。

この場合の農民の加入についてであるが、『農業保險論』では府縣貯金土地抵當貸付會社の社則で、保險に加入していない場合には貸付を行わないと云う事項を設けて間接的な加入強制を計つたが、その後『日本農民の疲弊及其救済策』では農業保險は日本農民維持のため不可欠なもので、その性格を公的なものと認識し強制加入原則を力説している。

次に、保險經理の問題を見るに、マイエットは損害を分擔せしめ

る方法として次の三方法をのべている。

- 1、組合員ヲシテ唯常時ニ於テ損害ヲ分擔セシムル手續即チ毎歲組合員ヨリ保險金ヲ集ムルコト
- 2、組合員ヲシテ常時ト事前トニ於テ損害ヲ分擔セシムル手續即チ毎歲組合員ヨリ保險金ヲ集メ並ニ準備金ヲシテ取立ツルコト
- 3 組合員ヲシテ常時事前事後ニ於テ損害ヲ分擔セシムル手續即チ毎歲組合員ヨリ保險金ヲ集メ準備金ヲ取立テ並ニ組合ノ爲負債ヲ起スコト（『農業保險論』第二十一條）

これは毎年保險料を集め、一度大災害があつた場合は準備金を以てし、なお不足する時は保險組合は負債を起しこれを以て支拂を完了し、この負債額は凶年後數年間に分割し、其間被保險者の保險料中に織り込みこれを以て償還する方法を提唱している。又保險料の決定については郡保險組合がこれをなし、地租における如く、地價に對する割合を以て之を定める方針をのべているが、具體的方法はのべていない。保險料納入の場合、保險料が甚だ低い時は郡保險準備金として若干を保險料と共に徴收し、適度なるときは別に豫備金として徴收しない。保險料が高額な時はこれを幾分減じて適度ならしめ、郡保險準備金を以て其不足を補うようにすることを述べている。これを見ると、マイエットは保險料の等級化を保險技術的に實施し、現實にはその平均化を計つてゐることがわかる。（『日本農民の疲弊及其救済策』第四講第六十八章）

損害評價については郡保險組合が府縣保險組合の決議に従つて定めた損害調査規則及び心得書に準據して、損害調査員が實施す

るのである。この場合、中央保険組合は出来るだけ損害評價の統一を計ることが必要であるとしている。支拂保険金は郡保険組合事務所の決定にまつのであるが、損害が些少の時は町、村長及び被保険者總代より申達する報告書により、又、多額の損害の場合は報告書のほか近接二ヶ村の保険總代の連署した報告書によつて確定する。損害が最も大きい時は町村長より府縣組合に通報し、府縣組合の監督者の参加のもとに確定する。かくの如く損害の増加するに従つて相互監視、上部組織の監督のもとに道德的危険を防止している。

以上はマイエットの農業保險制度の概要であるが、マイエットは保險制度の創造する農民の信用力が農村の長期金融の樹立を可能にするから、次に農業保險制度と農村金融制度との具體的な樹立方策に論及している。

D 「農村金融と農業保險」

マイエットは『農業保險論』第一篇で農業保險と農村金融の問題に及び、これを救済法 (Vorschläge zur Abhilfe) と稱したのである。彼は貯金預所 (Sparkasse)、土地抵當貸付所 (Boden-creditanstalt) と保險制度 (Versicherungs wesen) の設立の必要をとき、これらの有機的一體化論を展開している。云う所は各府縣に貯金兼土地抵當貸付所 (Ker-Spar und Boden-creditanstalt) を設け、農業保險の信用のもとに土地を擔保に長期の低利金融を行うのである。これがため各町村には貯金兼土地抵當貸付所を中央局にした驛遞町村貯金預所 (Post Gemeinde

Sparkassen) を開設し、農民の零細な貯金を集め、農民の貯金をその地方外に流出せしめないようにする。これがため、マイエットは府縣の貯金兼土地抵當貸付所をして、各府縣の農業保險所の事務を兼ねしめる。これと前述の農業保險組織との連關についてはその明白性を缺いているが、全國府縣の農業保險所の代理機關とする案を出している。かくの如く長期金融の設立により、高利貸金融から農村を防衛せんとしており、又この土地抵當貸付所をして土地義務解放銀行 (Reutenbank) を兼ねしめ、これを利用して農民の高利貸からの負債を免れしめ、小作農への没落を防止せんとしているのである。これらの金融措置は何れにしても農業保險制度の存立なくしては不可能なことであり、マイエットはこれを力説している。尙これが實施策としては地租輕減をなすことによつて始めて可能なことを主張して彼の保險論は終つてゐる。

四、マイエットの農業保險とわが國農業保險の比較

マイエットの提唱した農業保險制度は前述の如く、綜合收穫保險、家畜保險、家屋保險を綜合した全國的規模における相互保險であり、又それは加入の強制原則を前提としたといへ、あくまで保險合理主義を貫徹せんとした。このマイエットの提唱以來漸く半世紀にしてわが國農業保險制度が成立するに至つたのであるが、しかし彼の提唱したものから離れたものとして成立した。いま、マイエットの農業保險は何故直ちにわが國にそのまま適用さ

れなかつたか、また其の後成立したわが國農業保險は如何なる形で成立したかについてのべよう。

保險の本質について近藤文治教授は、「保險とは偶然を中心として資本主義經濟制度が廣らすところの經濟生活の不安定を除去せんがため、多數の個別經濟が利益社會集團を構成し、全體としてこれを見る場合、各個別經濟が經濟生活の安定化を妨げる事件として豫定せる一定事件の發生に當り、現實に受取るべき金額と均衡せしむるが如き計算の下に贖金を爲すことにあり、共通準備財産を形成する制度である」(近藤文二著、保險經濟學、第三五八頁)とのべられているが、保險原理としては保險事故が個人的、社會經濟的に偶發的かつ不可抗的に發生することが條件である。しかもこれが經濟生活の不安定として顯現するのは、資本主義的個人主義のもとに始めて明白になる。それ以前の經濟社會では支配者の保護があり、又これに絶對的に信頼することが出来た。資本主義社會における個人の經濟的自由の確立は個人の責任を生じ經濟上の不安が生じたのである。かくて資本主義制度下における偶然的事故による各個人の經濟の不安定性に對する自覺は保險に云う相互性 (Gegenseitigkeit) となり、「一人は萬人のため、萬人は一人のため」(Einer für Alle, Alle für Einen) という思想を形成した。これはあくまで中世ギルドにおける如き相互扶助的なものでなく、ゲゼルシャフト的なものであり、この相互性の上に保險制度は多數の法則 (Gesetz der Grossen zahlen) を保險技術として利用し、保險料は危險に應じて定められるべき

であるとする公正の原則を貫徹し制度化されるのである。

農業保險の先驅でありマイエットの做つたドイツ電害保險制度は、一七九一年ブラウンシュヴィヒ・ヒス國でレントナー階級を中心に創設されたものを嚆矢として一九世紀ドイツ資本主義の發達と共に次第に農民の間に發達したものであるが、これは降雹 (Hagel) と云う全く偶然的不可抗的な氣象現象による災害を保險事故としたものであつて、その發達の事情についてアルフレッド・フラツシャーは次の如くのべている。

「電害保險思想が制度となり現れると共に其の思想自身も三動機によりて著しく發達を促されたのである。三動機とは自然經濟より貨幣經濟への發達に伴う農作物評價 (die Umwertung der landwirtschaftlichen Bodenerzeugnisse) の變化、迅速なる經濟形態の輸入、スタイン・ハルデンベルグの農業法により實施された交關經營より統一經營への推移即ちこれである。」(Alfred Fratzscher, Landwirtschaftliche Versicherung) のように農業保險の成立、發展のためにはその背景となる農村社會の發達が基本條件である。

マイエットの農業保險制度においても先ず被保險者たる農民を農業企業者として把握し、この上に保險原理を適用せしめたのであるが、結局は當時實現せられることなしに終つた。ここに農業保險制度成立のわが國農村の社會經濟的條件が問われねばならないと共に、わが國における農業保險制度の特質が考えられねばなら

ぬ。保險制度は近藤教授ものべられる如く資本主義經濟制度下における經濟の不安定性に對する制度であるが、この保險制度を確立せしむるためには第一に、保險制度必要の自覺を起さすほどの經濟的餘力が被保險者に存在しなくてはならぬ。マイエットの云う如き特に企業を對象とした損害保險制度の成立のためには被保險者がその保險料を支拂い得る企業収益を存し、保險料の支拂を可能ならしめ、又保險自體に保險技術的合理性が存在しなくてはならぬ。マイエットの農業保險制度が提唱當時その論理的・一貫性において大いに賛同を得たのであるが、實現し得なかつたのはこの二點に求めらるべきであらう。

農業保險料の原償性については問題はあるが、かりに農業保險料が剩餘價值から控除分として被保險者が支拂うとすると、わが國農民經濟の剩餘價值がその中から保險料の支出の選擇を可能ならしめるが如き大いさがあつたかどうかとわれねばならぬ。この點についてはマイエットは日本農民が極めてミゼラブルであり、例えば小作人一戸につき年平均三一圓四〇錢、又自作人平均七十圓の僅少な所得額であるから、地租の輕減によつて保險料を支拂せしめるようにすればよいと云つてゐる。當時の農村社會は漸く封建社會より開放されたと言え未だ封建的遺制を残存し、又わが國の資本主義の構造はマイエットをして論述せしめた如き姿、云わば農民から地租と地代との收奪の上に急激に資本主義體制を確立せんとした現狀であつたから農民の所得は不當に少なく、勞働報酬は無償に近いものであつた。したがつて保險料を

支出しうるような農業經營を考へることは到底不可能であつた。又同時にかかる經濟體制のもとに困窮した農民には個人の權威に對する自覺はなく、従つて、經濟合理主義の立場にたつた保險的意味における相互性を背景にした企業保險の成立しうる餘地は、社會經濟的にも見出せなかつた。他方、現物小作制の中に制度的に内在する地主の保險的機能があつた。すなわち小作料減免制度がそれである。これは個人の經濟的獨立なき社會の救済制度として隸屬的關係を創出し、個人の自覺を低め、保險思想の浸透を阻止したのである。

次に保險技術的合理性の問題である。マイエットの農業保險中特に收穫保險についてであるが、あらゆる農業災害を保險事故とした點に保險技術的には問題がある。當時の世界において農業保險で一般收穫保險を實施している國はなかつた。ドイツにおいても電害保險、家畜保險が存在していたにすぎない。アメリカ合衆國では電害保險が始めて一八八〇年設立されている。降雹はその地帶性が決定されると云え、その降雹危險性地帶の何處に降るかは極めて偶然的なことである。従つて保險原理から見た保險事故の性格たる不可抗力性偶然性は成立する。しかるにわが國における風水害、旱害、冷害はその風土的條件から見て地域性が設定されるし、又その地域を更に見れば危險性地帶は常に一村、一部落に集中的に存在している。かくて偶然性、不可抗力性という保險事故の性格が稀薄になる。他方この危險性地帶に對して無災害地帶が多く存在し、所謂危險集團として把握するに極めて困難が伴う

のである。すなわち危険集團を如何に構成し、又これに對して危険率を如何に客觀的に把握し、公正の原則を各被保險者まで貫徹すべきかについては、保險技術觀點より考察すれば至難であつた。しかもマイエットのいうような保險制度は、保險技術から見てその樹立は困難であつた。しかも反面、彼の言う如く農業資產全體を保險することによつて、わが國のような小農經濟にあつては農業保險の効果が成立するのである。かくの如き社會經濟的諸條件と保險技術の困難性はマイエットの農業保險制度の樹立を阻止した。ただこれに代るべきものとして備荒儲蓄法、罹災救助法の如き救済政策が樹立されたのは當然であつた。後進資本主義國家の初期の段階として止むを得ざるものがあつた。

其の後農業保險制度樹立に至るまでの迂餘曲折はあるが、わが國資本主義の矛盾が激化し又中日戰爭を契機とする國內の革新的風潮に倣して昭和一四年に「農業保險法」が實施されるようになり、更に昭和二二年「農業災害補償法」として改正され、未だ多くの諸問題を包藏しつつも漸くわが國農業保險は軌道に乗つたのである。このわが國の農業保險制度が、マイエットの提唱したものと如何に異り又その特質は如何なる點にあるかを述べ、マイエットの農業保險の説述を終らう。

昭和一四年制定の農業保險法も其後の農業災害補償法も農業生産全機構を組織化して制度を樹立した點においては、確かにマイエットの方式と類似性があるが、性格的に異質的なものであつた。

農業保險法では農業保險組合が郡市を區域として設立せられ、市町村農會または養蠶實行組合を組合員としてこれが元受保險事業を行い、都道府縣を區域とする農業保險聯合會が元受保險の引受けた總保險金額の七割につき再保險をなし、この上に政府が在つて、連合會の引き受けた責任額中異常災害とみなされる部分について損害超過再保險（Schadenexzedenten, rückversicherung）をなすのである。農民は村單位に共濟組合として組織化せられ、相互扶助性の上にたつた共濟なるイデーのもとに統一しようとしている。従つて保險料率としても保險關係の範圍内で、云わば村單位まで公正の原則は貫徹し、村は相互扶助性に期待している。農業災害補償法では多少組織は異つた面はあるが、保險方式は同一であり、又農民は村單位で共濟關係におかれている。すなわちマイエットの首唱したような、全國を行政單位に保險團體を設立しこれを統一し保險、再保險關係をむすばしめるものと、保險形式の點では類似性が發見出来るが、再保險者として國が強力に現出し國營再保險事業を開始した點は、彼が自主的な保險團體の連合體で再保險せんとしたのと根本的に保險の性格が變つてゐる。

又保險目的については、農業保險法では當初水稻、麥類、桑と限定していたが、のちの農業災害補償法では水陸稻、麥類、蠶繭、家畜（大、中、家畜）と擴大していてもマイエットの如く廣範圍ではない。保險事故について見ても農業保險法では不可抗力、偶然性の立場から選擇せられ、冷害病蟲害は除外されてい

た。しかる補償法となつてからは保險事故として取り入れられて来た。

保險料事務費については、被保險者たる農民のみが負擔するのではなく、國庫がその一部を負擔していることについては農業保險法、農業災害補償法共に變りがない。しかも加入は強制である。すなわち、わが農業保險制度は國營再保險形態をとつたのであり、又保險料は國又は農民以外の第三者がその一部を負擔している點で、一般企業を對象にした損害保險とは云えない。また毎年の政府保險特別會計は赤字を生じており、一般會計にこれを轉嫁している現状を見ても、國が大きく負擔している事がわかる。又強制加入、保險料強制徴收等の道が開かれてゐる點、或いは保險技術的に見て、保險の合理原則が漸く村單位にまでは貫徹し、被保險者個人までは貫徹していないこと等、その内容は更に企業保險の性格とは明白に區別している。云わば社會保險の性格を以て出發し、其後も愈々其の性格を明白にしている。これはわが國資本主義の急激な不均衡的發展に對し、國民經濟の均衡を保持するための農村社會政策として必然的な歸結であつた。

以上の如くマイエットの農業保險制度案はわが國資本主義の流れの中に新しい姿として登場したのである。すなわち社會保險的なものとして、構成され更に社會保障的なものへと發展している。その意圖は當時實現するには至らかつたが、彼の農業保險制度案は、前述の如く農業政策全機構から考察した農業保險制度の意義、機能を明白にし、日本農民の地位改良策として論述してい

るのであつて、この點、單なる古典としてではなく、現下の農業保險制度に更に反省の機會と暗示を與えるであろうことを認識しなくてはならぬ。

(本所員)